

保証契約と錯誤

2016年4月18日

次の2つの問題について考えなさい。ゼミでの討議は、基本問題である1は略して、2のみでよい。

1 AはXから融資を受けるに際して連帯保証人を求められ、資産家の義兄Bと友人Yに連帯保証を頼んだ。Aは、Yに連帯保証人となることを依頼するときには、「君には決して迷惑をかけることはない。万一自分が払えなくても義兄Bに支払ってもらおう。」旨を告げて安心させ、YはXとの間でAの債務を連帯保証する契約を結んだ。ところが、Bは結局連帯保証人となることを承諾しなかった。Aが借入金返済債務を遅滞したので、XがYに対して連帯保証債務の履行を請求した。Yは連帯保証契約の錯誤無効を主張できるか。

2 中小企業であるAはXから融資を受けるに際して連帯保証人を求められ、Xから紹介されたY信用保証協会に連帯保証人となることを依頼した。XとYの信用保証協会法に基づく基本契約には、Xが「保証契約に違反したとき」にはYが免責される旨の条項が定められていた。平成20年7月に、Yは、AがXと自らの審査基準をみたしていたことから、Xとの間でAの債務合計8000万円を連帯保証する契約を結んだ。

契約時点以前（平成20年6月まで）に、企業と反社会勢力との取引関係等の遮断を基本原則とする政府指針や金融庁および中小企業庁の信用保証協会向けの監督指針が出されていたが、XもYもAがフロント企業（企業舎弟）に当たることを知らなかった。平成22年12月、国交省関東地方整備局等は、警視庁から、実質的経営者が暴力団員であるAを公共工事から排除するよう要請され、Aに指名停止を通知した。平成23年3月、Aは手形交換所の取引停止処分を受け、本件の借入金債務について期限の利益を喪失した。

XがYに対して連帯保証債務の履行を請求した。Yは連帯保証契約の錯誤無効や免責条項による免責を主張できるか（今回は錯誤無効だけを検討すればよいものとする）。